令和8年11月9日
東京工業高等専門学校

東京工業高等専門学校構内における飲料用自動販売機設置者募集要項(公募)

東京工業高等専門学校構内における飲料用自動販売機設置者(以下、「設置者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項を承知の上、お申込みください。

1 公募の目的

本校内で飲料用自動販売機(以下、「自動販売機」という。)の設置者を選定するため、公募を実施する。

2 募集事項・貸付条件及び物件

(1) 募集事項　自動販売機を設置するための本校不動産の貸付
設置者選定後「独立行政法人国立高等専門学校機構不動産貸付事務取扱要領」に基づく不動産貸付を実施する

(2) 貸付条件　別添「飲料用自動販売機設置に係る不動産貸付許可条件」のとおり

(3) 募集物件　別添「貸付物件一覧」記載のとおり

3 貸付期間

令和 9 年 1 月 4 日(予定)から令和 12 年 12 月 31 日

4 不動産貸付料

別添「貸付物件一覧」記載の貸付料を設置者が支払うものとする。

5 応募資格

(1)暴力団員等に該当しないこと

(2)令和7年度以降に学校、官公庁施設、病院等の公共施設における自動販売機設置実績を有する者

6 応募方法等

(1)応募書類・貸付条件の交付場所及び問い合わせ先

〒193-0997　東京都八王子市椚田町 1220-2　東京工業高等専門学校 総務課用度係

電話番号 042-668-5123　E-mail youdo@tokyo-ct.ac.jp

(2)関係書類の提出期限及び場所

令和 8 年 11 月 25 日(水)12 時 00 分 東京工業高等専門学校 総務課用度係

(3)選定方法等

提出書類をもとに、別に定めた審査基準に基づき,「東京工業高等専門学校構内における飲料用自動販売機設置者選定委員会」において行う。12 月 11 日(金)までに選定結果を通知する。

(4)その他

自動販売機の設置日は 1 月 4 日(予定)を目途に別途打ち合わせによる。

設置月の不動産貸付料は日割りとする。

以上

飲料用自動販売機設置に係る不動産貸付許可条件

（貸付の趣旨）

第 1 条　本校の学生及び教職員等の福利厚生の向上を図るため、下記の学校財産について、自動販売機設置を目的とする不動産貸付を行う。

（貸付不動産）

第 2 条　本貸付の対象となる学校財産は、次のとおりとする。

（1）　所在地　東京都八王子市椚田町 1220-2

（2）　対　象　別紙「貸付物件一覧」に記載する敷地及び建物内の指定スペース（8 台）

（貸付期間）

第 3 条　貸付期間は、自動販売機設置日から令和 12 年 12 月 31 日までとする。

（設置業者）

第 4 条　本許可条件において「設置者」とは、公募手続により本校が選定し、本校が自動販売機を設置するための不動産貸付を行うものとして指定した事業者をいう。

（遵守事項）

第 5 条　設置者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）自動販売機の設置

ア　自動販売機の設置及び管理運営は、自らの責任において行うこと。

イ　設置に際しては、適切な転倒防止対策を講じること。

ウ　法令等に基づく定期点検を実施し、故障防止に努めること。

（2）販売価格の設定方法

ア　販売価格は、各飲料メーカーが定める標準価格（定価）を基準とし、各標準価格に対して値引き額（10 円単位）を設定すること。

イ　値引き額は提案書に記載すること。

ウ　許可後に値引き額を変更する場合は、本校と協議のうえ決定すること。

（3）自動販売機の機能要件

ア　省エネ・環境対策仕様であること。

イ　偽造通貨防止機能を備え、日本自動販売システム機械工業会「自動販売機の据付基準」を遵守すること。

ウ　電子マネー（交通系 IC を含む）に対応していること。

エ　別紙「貸付物件一覧」No.6 の設置場所にはユニバーサル仕様機を設置すること。

（4）補充回数

ア　補充は週 2 回以上行うこと。

イ　学校行事・試験期間等の繁忙期には、本校の依頼に応じ補充回数を増やすこと。

(5)容器回収及び清掃

ア リサイクルボックスを適切に設置し当該リサイクルボックスに投入された使用済容器を自らの責任において収集し、適切に処理すること。

イ 設置業者は、回収を週 2 回以上行い、回収の際には自動販売機周辺の適正な環境を保持すること。

ウ 自動販売機で販売していない使用済容器が少数混入する場合も回収すること。

エ 使用済容器以外の異物が混入した場合は、本校の責任において回収及び再発防止措置を講じる。

オ 回収した使用済容器の処分方法を明らかにすること。

カ 校内指定の廃棄物置場(1 か所)からの使用済容器回収にも対応すること。

(6)販売する飲料の基準

ア 取扱品目はペットボトル飲料及び缶飲料(スチール・アルミ)とする。

イ 季節その他の事情を踏まえ、取扱品目の見直し及び入れ替えを適宜行うこと。

(7)禁止事項

ア 酒類(類似品含)の販売を禁止する。

イ 商取引は設置者自身の名義で行い、学校名義を使用してはならない。

ウ 設置・管理運営に係る業務を第三者へ再委託してはならない。

(8)故障・苦情対応

ア 故障・つり銭トラブル等の苦情には、当日又は翌日中に一次対応を行うこと(休日を除く)。

イ 連絡先を自動販売機の見やすい場所に掲示すること。

(9)設置場所の変更・撤去

ア 本校の要望により増設、移設又は撤去が必要となる場合は、誠意をもって協議すること。

イ 設置・撤去・移設に係る費用を負担すること。

(10)災害時の対応

大規模災害発生時等、停電下であっても、設置する自動販売機の半数以上において、飲料購入が可能であること。

(11)販売実績の提供

本校が要求した場合、自動販売機ごとの販売本数実績を提供すること。

(12)品質管理及び衛生管理

ア 賞味期限切れの飲料が販売されることのないよう、適切な品質管理を行うこと。

イ 販売する飲料は正規の流通ルートにより入手したものに限ること。

ウ 自動販売機内及び周辺の衛生管理に努め、適正な在庫補充を行うこと。

エ 学校行事等で不足が見込まれる場合は、本校の依頼に応じ特別補充を行うこと。

オ 飲料販売に必要な関係法令を遵守し、必要な届出を行うこと。

(13)補充作業等の校内での留意事項

ア 補充作業は、学生及び教職員の通行の妨げとならないよう配慮して行うこと。

イ 校内で補充作業等に従事する者は、氏名を確認できる名札を着用すること。

(14)事故・賠償責任

販売商品又は自動販売機に起因する事故(衛生管理に起因するものを含む。)により、 本校又は第三者に損害が生じた場合は、設置者の責任において賠償を行うこと。

(不動産貸付許可及び貸付料)

第 6 条　不動産貸付許可は年度ごとに更新するものとし、更新に際しては独立行政法人国立高等専門学校機構不動産貸付料算定基準に基づき算定した貸付料を毎年度徴収する。

2　初年度の不動産貸付許可に係る手続及び貸付料の納付は、選定後速やかに行うこと。

3　2年度目以降の不動産貸付許可の更新手続及び貸付料の納付は、更新期限の2か月前（1月末）までに行うこと。

4　貸付料は、本校が発行する請求書に基づき、指定口座へ納付すること。

（電気料）

第 7 条　電気料金は設置者が負担する。

2　当該料金は、本校が毎月発行する請求書に基づき指定口座へ納付すること。

（必要経費）

第 8 条　第 5 条(9)によるほか、設置者は自動販売機の設置、移設及び撤去に係る工事費、専用電力量計の取付費、原状回復費その他自動販売機の維持管理に要する費用をすべて負担すること。

（原状回復）

第 9 条　設置者は許可期間満了又は許可取消し時には、速やかに原状回復すること。

（その他）

第 10 条　本許可条件に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本校と設置者で協議のうえ定める。

貸付物件(自動販売機設置場所)一覧

配置図 番号	設置場所	台数	貸付料/年
①	(屋外)駐輪場前1	1台	2,400円(非課税)
②	(屋外)駐輪場前2	1台	2,400円(非課税)
③	(屋外)武道場前	1台	2,400円(非課税)
④	(屋外)国際寮前	1台	2,400円(非課税)
⑤	(屋内)第3寄宿舎(事務室前)	1台	9,240円 (税込)
⑥	(屋内)第8棟(玄関)	1台	9,240円 (税込)
⑦	(屋外)寮食堂前1	1台	2,400円(非課税)
⑧	(屋外)寮食堂前2	1台	2,400円(非課税)

予想販売数

	ペットボトル飲料	缶飲料
4月	5,000	2,400
5月	6,200	3,000
6月	6,500	3,200
7月	8,300	3,500
8月	3,900	1,600
9月	3,600	1,400
10月	8,700	4,700
11月	4,500	3,000
12月	5,400	3,500
1月	4,600	3,200
2月	2,700	1,900
3月	2,000	1,300

自動販売機配置図

